

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

税務課 諸税担当

議案名

議案第3号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」という。)の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行おうとするものです。

概 要

番号利用法の改正により生じた引用規定の条項ずれを修正します。

※ 本改正は、法改正に伴う項ずれの修正であり、条例の内容に変更はありません。

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第46号)の中で、番号利用法が一部改正され、令和7年4月1日から施行されます。